

免許番号 区第122号

漁場の位置 淡路市浦港地先

漁場の区域 次の点のうちB、ア、イ及びCを結んだ線と浦港南防波堤並びに最大高潮時海岸線に沿う沖合50メートルの線によって囲まれた区域

点の位置

A 淡路市浦港南防波堤基部南端

B Aから最大高潮時海岸線に沿い南へ270メートルの点

C 淡路市浦港南防波堤北端（北緯34度32.59分、東経134度59.79分）

ア 北緯34度32.29分、東経135度0.32分

イ 北緯34度32.52分、東経135度0.27分



淡路市

浦川

立石川

浦

浦港

270m

50m

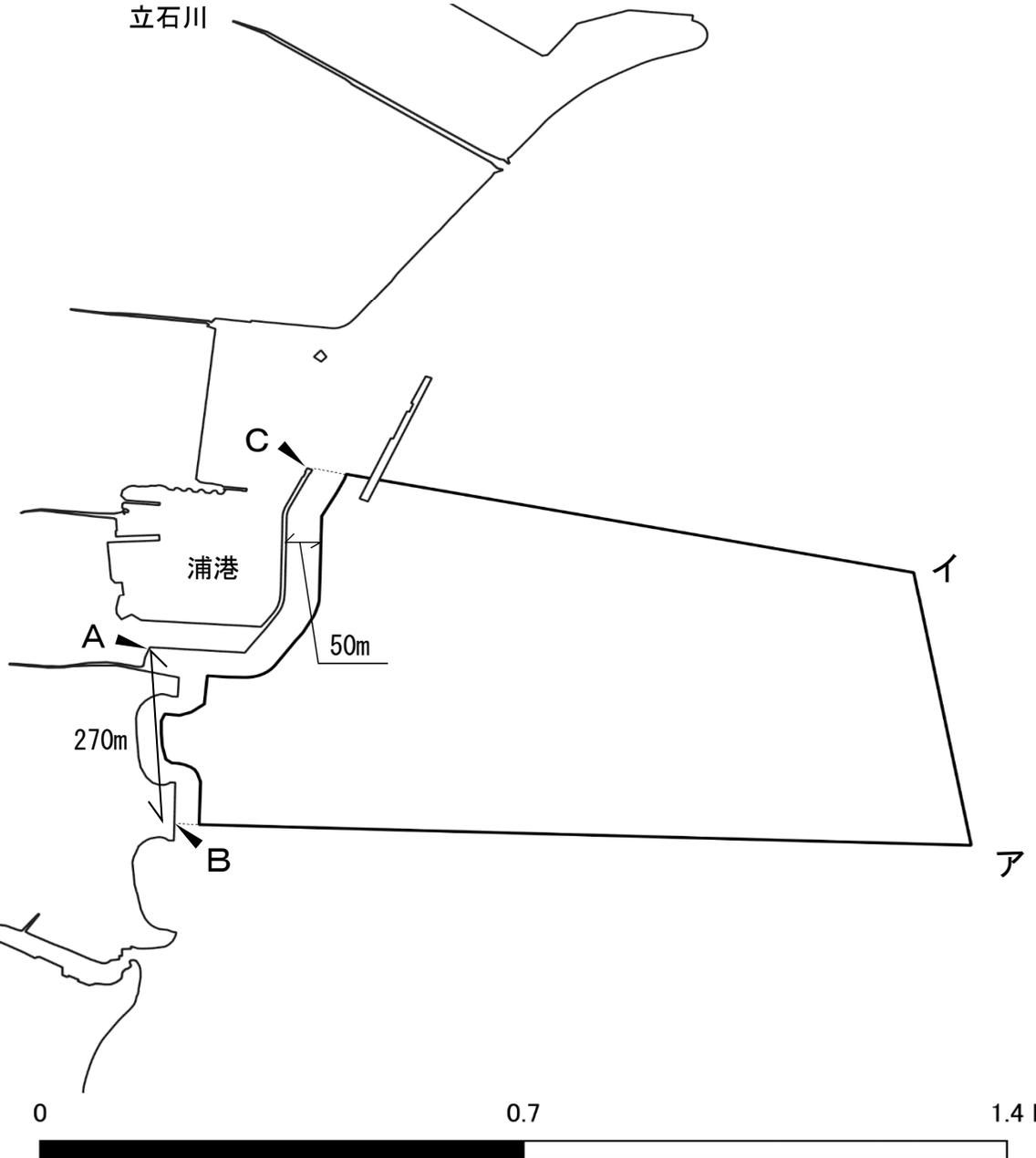
0

0.7

1.4 km

令和5年9月1日 免許

区第122号



1	表 示				表示 番号	表 示	
1	免許年月日	令和5年9月1日	存続 期間	令和5年9月 1日から 令和10年8月31日まで	1	左記のとおり漁業権の設定を登録する。 令和5年9月1日	
	漁 場	別紙漁場図のとおり					
	漁業の種類	第1種区画漁業 のり・わかめ養殖業 のり養殖業にあつては9月20日か ら5月10日まで、わかめ養殖業に あつては10月1日から6月30日ま で					
	主な漁獲物						
	漁業の時期						
制 限 又 は 条 件	1 養殖施設のあることを標示するため、漁場の付近を航行する船舶から視認できる 標識を設置しなければならない。 2 漁期終了後、速やかに漁場を清掃しなければならない。 3 養殖施設の撤去は、漁業の時期中に行わなければならない。						
漁 業 権 区			先 取 特 権 区		抵 当 権 区		入 漁 権 区
順位 番号	事 項		順位 番号	事 項		順位 番号	事 項
1	淡路市仮屋112番地の1 仮屋漁業協同組合 のため漁業権の設定の登録をする。 令和5年9月1日						
海 区	兵庫県瀬戸内海海区		免許番号	区第122号		摘 要	